

# 旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生の保護に関する規定

全国愛国衛生運動委員会

衛生部 文書

鉄道部 文書

国家環境保護局

愛衛字（1997）7号

全国愛国衛生運動委員会、衛生部、鉄道部国家環境保護局公布

『旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生の保護に関する規定』の通知

各省・自治区・直轄市・計画単列都市・新疆の生産建設兵団・愛国衛生運動委員会・衛生庁（局）・環境保護局、各鉄道局・広鉄（集団）公司、鉄道分局、鉄道工事・鉄道建築総公司 宛

『旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生の保護に関する規定』を貴方に送るので、規定に基づき実施されたい。

## 旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生の保護に関する規定

第 1 条 旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生を保護し、都市と農村の環境汚染を減らして、旅客、鉄道沿線住民の健康と安全を保障するために、中華人民共和国の関係法規に基づき本規定を制定する。

第 2 条 鉄道部は旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生業務の主管部門であり、本規定は鉄道部愛国衛生運動委員会が鉄道の衛生、旅客運搬業務、公安などの関係部門を組織して実施すること。

旅客列車、駅、鉄道沿線の関係部門、機関および広範な旅客は本規定を遵守しなければならない。

第 3 条 地方の各クラスの愛国衛生運動委員会、衛生部門、環境保護部門は鉄道部門の旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生の監督および宣伝を積極的に指示、協力し、関係汚染防止に関する技術指導を行なうこと。

駅および鉄道沿線機関は現地の政府および愛国衛生運動委員会が指導および組織する衛生検査を受け入れること。

第 4 条 清潔で、衛生的な、心地よい待合室および旅行環境を作り上げるために、旅客列車、駅および関係機関は環境衛生に対し適切な実施を行ない、環境衛生管理制度および各クラス職員の職責を制定するとともに広範な旅客に公布をして、ともに遵守し実行する。

第 5 条 各鉄道局 { 広鉄（集団）公司を含む、以下同様 }、鉄道分局（総公司）は鉄道沿線を明確にすること。とりわけ都市区間の環境衛生処理を行なう責任機関、関係責任機関は鉄道沿線環境衛生およびゴミ処理に関して定期的に組織すること。

鉄道沿線の廃棄弁当箱、ビニール包装製品、ビン・缶などの成形製品、紙くず、測定器の残渣などの生活ゴミは必ず随時清掃すること。

鉄道沿線の敷地内に産業廃棄物、建築ゴミおよび住民の生活ゴミを野積みしてはならず、沿線の両側には囲いのないゴミ置き場を建ててはならない。

鉄道旅客列車の弁当箱の使用には、鉄道衛生行政部門の同意が必要であり、安全で、衛生的な、環境保護の要求を満たすものであること。

車輛設計部門はゴミの収集保管設備を客車設計規範の中に徐々に組み入れること。

第 6 条 駅はゴミの収集、清掃運搬および汚染防止の措置を完備し、適切な場所にゴミ容器を設置し、旅行の生活ゴミを随時収集および清掃運搬するとともに、専任者を配置して責任を負うこと。

旅客列車のゴミはゴミ袋を使用して密封し、沿線で規定する車両指定位置で捨て、統一的に処理することとし、列車の外に投げ捨ててはならない。

第 7 条 旅客列車、駅および関係機関は適切な場所に、「廃棄物をむやみに捨てないこと」、「あたりかまわず痰を吐かないこと」などの注意を引く標識を貼るとともに、放送や、宣伝欄および、口コミ方法を利用して、旅客も一緒に列車、駅および鉄道沿線の環境衛生を保護するよう動員すること。

第 8 条 旅客は駅の券売場や待合室で、あるいは列車に乗り込む際に、自覚を持って環境衛生を保護し、旅客列車内や、駅に設置してあるゴミ容器、あるいは指定した場所に廃棄物を捨てること。

旅客は車両の外に各種廃棄物（例えば弁当箱、ビニール包装製品、ビン・缶および各種成形製品、紙くず、吸殻、残飯、食物のカスなど）を投げ捨ててはならない。

旅客は列車内、駅でむやみに痰を吐いてはならない。

第 9 条 旅客は他人が環境を汚染したり、旅客列車、駅の環境衛生を脅かす行為を制止する権利を有し、旅客列車および駅に本規定を実施させる権利や、旅客列車、駅および作業員に対し、本規定に違反する行為を通報する権利を有する。

第 10 条 本規定の第 8 条に違反した個人に対して、旅客列車や駅の衛生検査担当者は忠告や批判による教育を行ない、捨てた廃棄物の掃除や痰の拭き取りを命令するとともに、罰金 10 元を課す。教育や忠告しても本規定を実施しない場合、あるいは態度が悪質な場合は、上記に規定した 2~5 倍の罰金を課すことができる。

車両の外に廃棄物を投げ捨てて環境を汚染し、他人を傷つけたりあるいは公共施設を破壊した場合には民事責任を負うこと。結果が悪質で犯罪が成立する場合には、法に基づき刑事責任を追及する。

第 11 条 本規定の第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条に違反した鉄道部門の機関および個人に対して、主管部門は鉄道関係規定に基づき処罰を与える。

旅客に対する通報も、調査で立証できた場合、鉄道関係規定に基づき処罰すること。

第 12 条 鉄道部愛国衛生運動委員会は、鉄道システムの業務上必要な場合、鉄道システムに専任（兼任）の衛生検査担当者を若干名招聘すること。衛生検査担当者は旅客列車、駅および鉄道沿線の環境衛生に関する監督検査の責任を負うこと。衛生検査の招聘条件、職責および本規定の実施細則は鉄道部が別途定める。

第 13 条 旅客列車、駅の衛生検査担当者が公務を行なう際には目印を身につけ、必要な場合には鉄道公安部門が業務上協力を行なうこと。衛生検査担当者は本規定に違反した個人に対して処罰する際には証明書を提示し、省、自治区、直轄市の財政部門が統一して発行した罰金領収書を必ず使用すること。

第 14 条 旅客列車内で衛生検査担当者の法に基づく公務の執行を拒否、妨害した場合、あるいは暴力、威嚇などにより衛生検査担当者の法に基づく公務の執行を妨害した場合、列車長および乗車警察官が前方の大きな駅の公安部に引き渡して法に基づき処理する。

第 15 条 鉄道主管部門、衛生検査担当者は職責を守り、法律を遵守し、公平な態度で法を執行すること。職務を怠り、私欲に走って悪事を図り、賄賂を要求したり受け取ったりした場合は行政処分を与える。犯罪が成立する場合には刑事責任を追及する。

第 16 条 当事者が処罰を不服とする場合、『行政再審議条例』および『中華人民共和国行政訴訟法』の規定に基づき、行政の再審議の申請あるいは行政訴訟を提起できる。

第 17 条 本規定は全国愛国衛生運動委員会と鉄道部が共同で解釈の責任を負う。

第 18 条 本規定は 1997 年 10 月 1 日より施行する。